

会津都市計画地区計画の決定（会津若松市決定）

会津都市計画追手町地区計画を次のように決定する。

名 称		追手町地区計画	
位 置		会津若松市追手町の一部	
面 積		約2.4ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		<p>本地区は、古くは葦名公の時代から城下の中心をなしていた旧大町通と、蒲生公の町割りにより整備された旧本一之丁が交差する土地であり、江戸時代には御用人所や割場など多くの人々が出入する施設が置かれた場所であり、その後、会津中学校、福島県立若松女子高等学校、福島県立会津学鳳高等学校と約100年間、会津の高等教育の核となる学校跡地である。また、本地区は、会津若松市の中心部の南端に位置し、本市の歴史的及び観光の象徴である鶴ヶ城址に隣接し、周辺には国及び福島県の官公庁及び公的公共施設が立地する区域である。地区の西側は本市の中心を南北に貫く都市計画道路亀賀門田線に接し、北側には本市を東西に走る都市計画道路藤室鍛冶屋敷線に接しており、交通の結節地にあたる。</p> <p>本地区の南側及び東側の鶴ヶ城址を中心とした地域は歴史と観光の拠点として、また、北側の官公庁や公的公共施設が集積する地域は公共施設集積の拠点として位置づけられていることから、本地区においては、各地域の機能を補完するとともに、相互に連携を図り、更なる機能の充実を図っていく地域としての整備が求められている。</p> <p>本市の今後のまちづくりを進めていく上で極めて重要な位置にあることから、本地区の適切な土地利用を図るため地区計画を策定し、本市の象徴である鶴ヶ城址の魅力向上と都市生活を支える公共・公益サービスを増進する土地利用を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針		周辺地域の土地利用に対し良好な環境を維持しながら、公共・公益サービスを増進する土地利用を推進する。
	地区施設の整備の方針		地区施設として区画道路、緑地、駐車場を適正に配置整備し、公共・公益サービスを増進する良好な環境が形成されるよう規制誘導する。
	建築物等の整備の方針		公共・公益サービスを増進する環境の形成を図るため、建築物等の用途の制限を設ける。
地区整備に関する事項	地区施設の配置及び規模		<p>区画道路（W＝6.0m、L＝約130m） 計画図表示のとおり</p> <p>緑地（A＝約1,700㎡） 計画図表示のとおり</p> <p>駐車場（A＝約6,800㎡） 計画図表示のとおり</p>
	建築物等に 関する 事項	地区の区分	<p>区分の名称 公共公益施設地区</p> <p>区分の面積 約2.4ha</p>
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、この地区計画の告示の日の前日に現に存する建築物において、増築、改築、大規模な修繕、又は大規模な模様替えがなされる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿</p> <p>(2) 兼用住宅</p> <p>(3) 病院</p> <p>(4) 診療所、公衆浴場</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</p> <p>(6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所</p> <p>(7) カラオケボックス</p> <p>(8) ホテル、旅館</p> <p>(9) 自動車教習所、畜舎</p> <p>(10) 原動機を使用する工場</p> <p>(11) 自動車修理工場</p> <p>(12) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の外壁及び屋根の色は、周囲と調和のとれた落ち着いた色調とし、会津若松市景観基準色を基調とする。
備 考			

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本地区計画は、公共・公益サービスを増進する区域として適正な制限を定め、周辺地域との調和を図るとともに、歴史的、文化的、観光的な施設環境の保全及び形成に資するため決定しようとするものです。